

## 令和8年度後期分 授業料免除等申請要領（大学独自制度）

兵庫県立大学

令和8年度後期における授業料減免制度の概要は下記のとおりですので、国の修学支援新制度との関係や制度内容等をよく理解した上で、減免を希望する者は、申請書と添付書類を期限までに提出してください。

※ 国の修学支援新制度による授業料減免の対象になる者は、この申請とは別に手続きを行う必要があります。日本学生支援機構のホームページに掲載されている「給付奨学金案内」等を参照して、そちらの申請も行ってください。

### 1 免除等の種類

①全額免除、②半額免除、③月額分納（分割納付）、④延納（納期限の延長）の4つの区分があり、世帯収入と成績要件等によって可否の判定を行います。

月額分納と延納は、希望者のみ、全額又は半額の免除が不許可の場合に判定します。月額分納と延納は、いずれか希望する方を選択してください。（対象となる判定基準は同じですので、いずれを選んでも有利・不利はありません。）

※月額分納：授業料を分割して、期間内の毎月25日（後期の最終は2月25日）までに納入

※延納：納付困難な事情に応じて、納期限を前期は最長9月末まで、後期は最長2月25日までの範囲内で延長

### 2 申請対象者

以下の①～④の全てに該当する者。

- ① 経済的理由により授業料の納付が著しく困難な者
- ② 成績要件を満たす者
- ③ 前期の期間中に標準修業年限（休学期間を除く）を超えない者
- ④ **【学部のみ】**国の修学支援新制度の認定を受けているか、新規申請予定の者（要件に該当しないなど、対象とならないことが資料等で客観的に明らかな場合を除く。）

JASSO「進学資金シミュレーター」 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

で、上記の国制度（④）の対象に該当するかどうかを確認できます。

奨学金シミュレーション → 給付・貸与シミュレーション → 2026年秋の在学採用

（国制度の対象外である場合は、シミュレーション結果を印刷して提出してください。）



※ 修学支援新制度の未申請者で、大学から対象の可能性があると判断された場合は、必ず、修学支援新制度の申し込みをしてください。申し込みがない場合は、大学独自の授業料免除は許可されません。

## 《上記①～③の詳細》

各要件について該当するかどうか分からない場合は、所属キャンパスの申請窓口にご相談してください。

### ①経済的理由により授業料の納付が著しく困難な者

申請者本人及び生計維持者全員分（本人を含めて最大で3人分）の計算結果の合計が一定の基準を満たす場合に、免除等の種類（全額免除、半額免除、月額分納又は延納）を決定します。

次の計算式（本人と生計維持者全員（原則、父母）の合計。最大3人分）で算出された減免判定基準額により判定します。

減免判定基準額＝

$$\frac{\text{市町村民税の所得割の課税標準額} \times 6\% - (\text{調整控除の額} + \text{税額調整額})}{\text{〔100円未満切り捨て〕}}$$

※1 政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額とします。

※2 市町村民税所得割が非課税の人は、上記の計算によらず、減免判定基準額は0円となります。（寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や市町村民税の減免は、減免判定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、減免判定基準額は0円にならない場合があります。）

#### 〔判定基準〕

| 免除の種類     | 減免判定基準額              |
|-----------|----------------------|
| 全額免除      | 60,700円未満            |
| 半額免除      | 60,700円以上107,600円未満  |
| 月額分納又は延納可 | 107,600円以上121,400円未満 |

※令和6年度にこの減免制度を利用した者で、令和7年度の判定方法の変更により免除の判定結果が下がる場合は、経過措置が適用されますので、キャンパスの申請窓口までご相談ください。（令和6年度に休学のため申請しなかった者も含まれます。）

#### 【注：生計維持者について】

生計維持者は、原則父母（父母ともいる場合は2人とも。同居の有無は問わない。）とするが、具体的な取扱いとは国制度と同様につき、日本学生支援機構（JASSO）ホームページに掲載されている生計維持者の考え方やQ&Aを参照のこと。

### ②成績要件を満たす者

学部生は、在籍する学部において、該当する学年の進級時までに下表に記載の標準単位数（休学期間がある場合は、その期間を考慮した単位数）以上を修得していること。満たさない場合は、授業料免除等は受けることができません。

また、学部生及び大学院生ともに、就学態度が良好と認められない場合も免除を受けることができません。

(学部の場合)

| 学 部     | 2 年 生 | 3 年 生 | 4 年 生 | 卒業所要単位数 |
|---------|-------|-------|-------|---------|
| 国際商経学部  | 31    | 62    | 93    | 124     |
| 社会情報科学部 | 31    | 62    | 93    | 124     |
| 工学部     | 31    | 62    | 93    | 124     |
| 理学部     | 32    | 64    | 96    | 127     |
| 環境人間学部  | 33    | 65    | 98    | 130     |
| 看護学部    | 35    | 69    | 103   | 137     |

※ 学年は、進級後の令和 8 年度における学年。

※ 標準単位数は、それぞれ以下により算定したもの。

$$\text{標準単位数} = \text{卒業所要単位数} \div 4 (\text{修業年限}) \times \text{在学年数}$$

※ 今回修得をしていれば、これまでの進級時における修得の有無は問わない。

### ③ 後期の期間中に標準修業年限（休学期間を除く）を超えない者

標準修業年限は、学部 4 年、博士課程前期・修士・専門職学位課程 2 年、博士後期課程 3 年です。

留年期間や休学期間がある場合の授業料免除等の適用可能期間例は以下のとおりです。

#### 【適用可能期間の例（学部生の場合）】

| 例               | 期間区分 | 1 年 目 | 2 年 目 | 3 年 目 | 4 年 目 | 5 年 目 |
|-----------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 通 常             | 在学期間 | ←     | ←     | ←     | ←     | ←     |
|                 | 適用期間 | ←     | ←     | ←     | ←     | ←     |
| 3 年目に<br>1 年間留年 | 在学期間 | ←     | ←     | 留年    | ←     | ←     |
|                 | 適用期間 | ←     | ←     | ←     | ←     | ←     |
| 3 年目に<br>1 年間休学 | 在学期間 | ←     | ←     | 休学    | ←     | ←     |
|                 | 適用期間 | ←     | ←     | —     | ←     | ←     |
| 2 年目に<br>半年間休学  | 在学期間 | ←     | 休学    | ←     | ←     | ←     |
|                 | 適用期間 | ←     | —     | ←     | ←     | ←     |

- ・留年期間がある場合は、留年期間を含めて 4 年
- ・休学期間がある場合は、休学期間を除いて 4 年
- ・網掛け部分は、標準修業年限を超えるため減免が受けられない期間

## 3 申請方法

申請者本人が、申請期間内に、所属キャンパスの窓口へ持参又は郵送により申請

※ 持参による方が確認や相談が円滑に進められますが、窓口への持参が困難な場合は、郵送でも受け付けます。保護者や代理人による申請等は原則として受け付けできません。ただし、申請者本人が入院中であるなど、特別な事情がある場合を除きます。

#### 4 申請期間

大学のホームページ等で、所属キャンパスの指定する期間及び受付時間（持参の場合）を確認してください。

#### 5 提出書類

| 提出書類 |                                                                   | 留意事項                                                                                                      |
|------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①    | 授業料免除申請書                                                          | 原則、申請者本人が記入してください。                                                                                        |
| ②    | 住民票 又は 住民票記載事項証明書                                                 | 申請日から3カ月以内に発行された申請者本人及び生計維持者（原則父母）のもの（原本）。                                                                |
| ③    | 市町村民税課税証明書<br>（市区町村役所・役場が発行）<br><br>※課税標準額、調整控除額及び税額調整額が記載されているもの | 発行できる最新の証明書（原本）<br>所得の有無にかかわらず、申請者本人と、生計維持者（原則父母）の分<br>※家計急変による場合は、直近の収入関係書類も必要です。詳細は、キャンパスの窓口にご相談してください。 |
| ④    | 日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」のシミュレーション結果【該当者のみ】                           | ※学部生で、国の修学支援新制度が対象外であるため申請しない者のみ提出                                                                        |
| ⑤    | 結果通知用封筒<br>（結果を通知する宛名を記入）                                         | 長形3号（12 cm×23.5 cm）<br>※別紙記入例を参照<br>・宛先・氏名：原則、保護者等（敬称：様）<br>大学院生、留学生は申請者本人宛<br>・110円切手を貼付すること             |

上記書類のほかに、内容確認のため、追加の書類を提出していただく場合があります。  
申請内容が事実と相違することが確認された場合は、許可した日にさかのぼり免除等を取り消します。

#### 6 決定の通知

審査終了後に郵送で通知します。半額免除または不許可となった場合は、決定通知後に授業料を納付してください。

※申請書類提出後、転居（本人・保護者等）した場合は、キャンパスの学務担当窓口で住所変更の手続きを行うとともに、結果通知用封筒の住所訂正を申し出てください。

#### 7 他制度との関係について

本学には、この制度を含めて3つの減免制度があります。①の対象となる者は、まず①を利用することが前提となっており、支援が不足する場合に②又は③が利用できます。また、②に認定されると授業料が全額免除となりますので、②に該当する者は③よりも②を優先して利用してください。（ただし、②は1年に一度（5月）しか申請することができません。）

①国の修学支援新制度（所得に応じて授業料減免と給付型奨学金による支援）【学部のみ】

②兵庫県の授業料等無償化制度（本人及び生計維持者（原則、父母）のいずれもが、基準日（毎年度4月1日）において3年以上兵庫県に居住する場合に対象）

### ③大学の独自減免制度【この制度です】

## 8 その他

### (1) 家計急変について

家計急変（家計収入の大幅な減少）がある場合は、急変後の収入により判定することができます。また、申請期間後に家計急変が生じた場合は、後期授業料の納期限（10月末）までは申請を受け付けます。家計急変に該当する場合は、必ずキャンパスの担当窓口にご相談してください。

#### ①対象事由（国制度と同様につき、詳細は日本学生支援機構の取扱いに準じる。）

- A 生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- B 生計維持者の一方（又は両方）が事故または病気により、半年以上就労が困難
- C 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
- D 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、①上記A～Cのいずれかに該当、又は、②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- E 学生等本人が父母等による暴力等から避難（公的機関による保護証明書が必要）

#### ②家計急変の目安

上記の事由による生計維持者の収入減少が学期内は継続し、本人及び生計維持者（原則父母）の急変後の年間収入（所得）の合計額が、通常の基準年と比較して20%以上減少する見込みであること。

#### ③判定方法

上記に該当する場合、①通常分の年間収入（所得）に係る公的証明書、②家計急変前後の月分（原則として急変前は1か月分、急変後は提出可能な直近月分まで）の収入を証する書類（給与明細、事業に係る帳簿等）により、年間収入（所得）見込額等を推計して判定。

なお、家計急変事由を証明する書類が別途必要です。証明書類の内容は、キャンパスの担当窓口を確認してください。

### (2) 留学生について

この申請要領は日本人学生用です。留学生の申請要領は、各キャンパスの担当課にお問い合わせください。

※ 不明な点がある場合は、キャンパスの担当窓口へ問い合わせてください。

申請様式

授業料免除等申請書

兵庫県公立大学法人理事長 様

令和 年 月 日

令和8年度後期授業料の（※全額免除・半額免除・月額分納・延納）をお願いいたしたく、必要書類を添え、保護者等連署をもって申請します。

※希望する項目に○印（複数選択可、月額分納・延納はどちらか一方のみ。）

|            |                                       |              |                             |               |        |                             |  |  |
|------------|---------------------------------------|--------------|-----------------------------|---------------|--------|-----------------------------|--|--|
| ①<br>申請者   | ふりがな<br>氏 名                           |              |                             | 学部            |        | 学科・研究科                      |  |  |
|            |                                       |              |                             | 学年            | 年      | 学籍番号                        |  |  |
|            |                                       |              |                             | 国の修学支援制度の該当区分 |        | 非・Ⅱ・Ⅲ                       |  |  |
|            | 現住所                                   | 〒            |                             |               |        |                             |  |  |
|            | 携帯番号                                  |              |                             | メールアドレス       |        |                             |  |  |
| 休学の有無      | 無 ・ 有                                 | 有の場合<br>その期間 | 令和 年 月 ～ 令和 年 月             |               | 令和 年 月 |                             |  |  |
|            |                                       |              | 令和 年 月 ～ 令和 年 月             |               | 令和 年 月 |                             |  |  |
| ②<br>生計維持者 | ふりがな<br>氏 名                           |              |                             |               |        | 本人との続柄                      |  |  |
|            | 現住所                                   | 〒            |                             | 電話番号          |        |                             |  |  |
|            | ふりがな<br>氏 名                           |              |                             |               |        | 本人との続柄                      |  |  |
|            | 現住所                                   | 〒            |                             | 電話番号          |        |                             |  |  |
| ③<br>家庭の事情 | 授業料免除等を希望するに至った家庭の事情その他説明を要する事項（具体的に） |              |                             |               |        |                             |  |  |
| ④<br>免除状況  | (令和7年度前期)<br>全免・半免・不許可・申請なし           |              | (令和7年度後期)<br>全免・半免・不許可・申請なし |               |        | (令和8年度前期)<br>全免・半免・不許可・申請なし |  |  |

〔キャンパス使用欄〕

結果通知用封筒記入例

- ①学部生は保護者等宛。大学院生、留学生は申請者本人宛 ②敬称に「様」を記入  
③110 円切手を貼付

長形 3 号

12 cm

③

切手  
1 1 0

①

住所

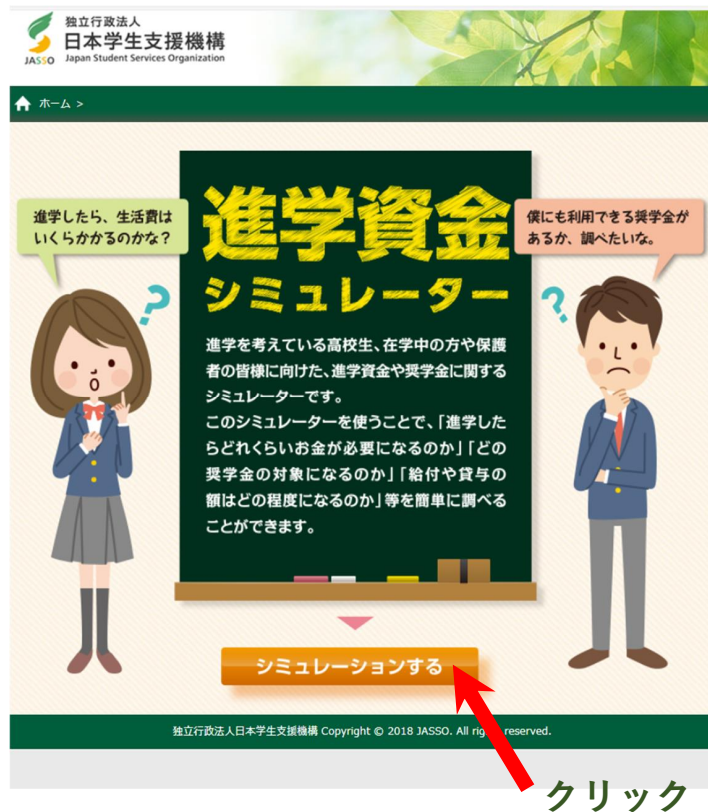
氏名

②

様

23.5 cm

## ① 日本学生支援機構のサイトへアクセス <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



②



③

独立行政法人  
日本学生支援機構  
JASSO Japan Student Services Organization

ホーム > メニュー > 奨学金シミュレーションメニュー

### 奨学金シミュレーション 入力にあたって

#### 本シミュレーションについて

このシミュレーションでは、申込者（奨学金を希望される方）の世帯や申込者の生計を維持している人の年収等の情報を入力することで、申込者が奨学金の対象となるか、また対象となる場合に、毎月どれくらいの奨学金を受けられることができるか、大まかに調べることができます。進路の選択にあたり、ぜひ活用してください。

#### 入力にあたっての注意事項（必ずお読みください）

##### 奨学金の種類

JASSOの奨学金には、返す必要がない給付奨学金と、卒業後に返す必要がある貸与奨学金があります。このシミュレーションでは、1回の入力で給付奨学金・貸与奨学金の両方を同時にシミュレーションできます。

##### シミュレーションの種類

ここでは、3種類のシミュレーションを用意しています。  
(1)給付・貸与シミュレーション（生徒・学生向け）  
いくつかの質問に答えることで、受給できる奨学金の大まかな情報を提供するシミュレーションです。具体的には、「どのような収入（所得）の世帯であれば奨学金の基準に該当するの」

✓ 注意事項を確認し、免責事項を了承しました。シミュレーションを行います。

奨学金を受けることができる年収の目安を簡単に知りたい方はこちら

奨学金を受けることができるかを詳細に知りたい方はこちら

大学院で貸与奨学金を受けたい方はこちら

**給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方へ）**  
START

いくつかの質問に答えて「計算する」ボタンを押すと奨学金の大まかなシミュレーションが行えます。

**給付・貸与シミュレーション（保護者の方へ）**  
START

世帯の年収等を答えて「計算する」ボタンを押すと奨学金の詳細なシミュレーションが行えます。

**大学院貸与シミュレーション**  
START

申込者の年収等を答えて「計算する」ボタンを押すと貸与奨学金の詳細なシミュレーションが行えます。

給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）をクリック

チェック

独立行政法人日本学生支援機構 Copyright © 2018 JASSO. All rights reserved.

④

独立行政法人  
日本学生支援機構  
JASSO Japan Student Services Organization

ホーム > メニュー > 奨学金シミュレーションメニュー > 給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け)

### 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け） 申込方法選択

#### 申込方法 シミュレーションしたい項目を選択してください。

- ☐ 2027年度 予約採用の申込（2027年度に進学し、大学生等になる方）
- ☐ 2026年度 春の在学採用の申込（現在、大学生等の方）
- ☒ 2026年度 秋の在学採用の申込（現在、大学生等の方）

チェック

< 戻る

次へ >

クリック

独立行政法人日本学生支援機構 Copyright © 2018 JASSO. All rights reserved.

⑤

## 給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け) 情報入力

収入(「年収」や「所得」等)は2025年1年間(1~12月)の情報を入力してください。また、年齢や、世帯(家族の人数等)については、2025年12月31日時点の情報を入力してください。

## 【生年月日】 申込者の生年月日を入力してください。

- 申込者の生年月日を入力してください。(年)  
西暦  年
- 申込者の生年月日を入力してください。(月)  
 月
- 申込者の生年月日を入力してください。(日)  
 日

## 【家計】 申込者と、申込者の生計を維持している人について回答してください。

- 申込者の生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。  
☐ 共働き ☒ 両親とも居るが片働き ☐ ひとり親 ☐ 申込者自身  
☐ それ以外
  - 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。  
☒ 受けていない ☐ 受けている
  - 申込者本人に課税される程度の所得(年収であれば110万円超)はありますか。  
☒ ない ☐ ある
- 
- 申込者の生計を維持している人(1人目)の情報を入力してください。  
1人目の年齢は、  
 歳  
1人目の給与収入は、  
 万円  
公的年金収入は、  
 万円  
給与・年金以外の所得は、  
 万円
  - 申込者の生計を維持している人(1人目)は障がい者(※)ですか。  
※ 所得税・住民税における障害者控除の対象となっている場合を指します。詳細な条件は下記をご参照ください。  
[国税庁ホームページ\(外部リンク\)](#)  
☒ 障がい者でない ☐ 障がい者である  
☐ 所得税法に定める特別の障がい者である
  - 申込者の生計を維持している人(1人目)の住民税の控除対象となる社会保険料等を入力しますか。  
☒ 収入等から算出する(自動で仮計算した金額が控除されます)  
☐ 自分で入力する
  - 申込者の生計を維持している人(1人目)は誰かを扶養していますか。  
☐ 扶養していない ☒ 扶養している

## 【家計】 入力の注意点

〔入力内容により入力欄は異なります〕

## (1) 生計維持者

→原則、父母となります

年齢は昨年12月31日時点とします

## (2) 収入・所得

2025年1年間(1~12月)の情報を入力

※「給与・年金以外の所得」は、営業所得や農業所得、不動産所得などで負の値になっていないものを想定しています。(所得は、収入から必要経費を差し引いた額です。)

## (3) 社会保険料等の入力

※生命保険料等の控除額がわかる場合は「自分で入力」、わからない場合は「収入等から算出する」を選択

## (4) 扶養の有無

所得税法の扶養控除を受けているかどうか(そのように税の申告をしたか)で判別します。

※申込者本人も含めます(申込者自身が生計を維持している場合を除く)

⑥

## 【世帯】 申込者の世帯について回答してください。

- 申込者の世帯に属して、申込者の生計を維持している人(1人目)が扶養している親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。  
※ 申込者自身が生計を維持しているのでない限り、申込者も含めてください。  
16歳未満の扶養親族の人数  
 人  
16~18歳の扶養親族の人数  
 人  
19~22歳の扶養親族の人数(特定親族は含めない)  
 人  
19~22歳の「特定親族特別控除」の対象の人数  
 人  
23~69歳の扶養親族の人数  
 人  
70歳以上で同居している扶養親族(同居尊属)の人数  
 人  
70歳以上で上記以外の扶養親族の人数  
 人
- 扶養している親族の中に障がい者が含まれる場合は、以下も入力してください。  
上記及び扶養している配偶者のうち一般の障がい者の人数  
 人  
上記及び扶養している配偶者のうち同居していない特別の障がい者の人数  
 人  
上記及び扶養している配偶者のうち同居している特別の障がい者の人数  
 人

## 【進学先】 申込者の進学先について回答してください。

- ☐ 国立 ☒ 公立 ☐ 私立
- ☒ 大学 ☐ 短期大学 ☐ 専修学校(専門課程) ☐ 高等専門学校
- ☒ 自宅から通学する ☐ 下宿や寮から通学する
- ☒ 昼間(昼夜開講を含む)課程 ☐ 夜間課程 ☐ 通信課程

## (5) 扶養親族の数

※源泉徴収票等を確認して入力して下さい

※申込者本人も含めます(申込者自身が生計を維持している場合を除く)

「特定親族」とは、19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入換算で約123万円超188万円以下)の方です。  
上記の方がいる場合は追加の質問が出ます。

## 給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け) 情報入力②

## 【世帯】 世帯の扶養関係について以下の質問に回答してください。

- 前のページで生計を維持している人(1人目)の扶養親族について以下のとおり入力されています。  
19~22歳の「特定親族特別控除」の対象のうち、年収が160万円超の人数  人  
この人の年収を選択してください。  
1人目  
 ▼

&lt; 戻る

計算する &gt;

クリック

7

### 給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け) 結果表示

#### 給付対象外

生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。

参考：支給額算定基準額(1人目) 174,900円

※ 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。

#### 貸与奨学金 第一種(無利子)

第一種貸与月額(最大) 30,000円

参考：貸与額算定基準額(1人目) 174,900円

※ 貸与額算定基準額とは、収入や所得から算出される、貸与可能かどうかを決定するための額です。なお、「子どもが3人以上の多子世帯」及び「ひとり親世帯」の場合は、状況に応じて上記の額から一定額が控除されます。

※ シミュレーション結果はあくまで参考であり、実際に奨学金等の申請された際の結果との差異に対しては、当機構は一切の責任を負いません。

※ 給付奨学金に加えて第一種(無利子)奨学金の貸与を希望する場合、第一種(無利子)奨学金の貸与額が制限されます(併給調整といえます)。併給調整についての詳細は、下記ページをご覧ください。

給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額(併給調整)  
[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/kingaku/2019ikou.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html)

※ 本シミュレーションでは、あなたの入力した情報をもとに仮の金額を算出しています。実際の審査の際に用いる金額は異なることがあります。また、法令等の制定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更されることがあります。

※ 進学先が給付奨学金対象校でなかった場合、当機構の給付奨学金を受けることはできません。なお、給付奨学金を受けるには、成績等の要件も満たす必要があります。

「生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。」と記載のある場合、申請書と合わせてこのシミュレーション結果の提出が必要です。

現在、国制度を利用していない方で、上記のような記載ではなく「第〇区分」という結果が出た場合は、申請時に必ずキャンパスの担当窓口申し出てください。

8

また、現在、国制度を利用していない方で、「多子世帯に該当する可能性があります」という記載があった場合も、申請時に必ずキャンパスの担当窓口申し出てください。

### 給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け) 情報入力②

【世帯】 世帯の扶養関係について以下の質問に回答してください。

● 前のページで扶養親族等について以下のとおり入力されています。

16歳未満の扶養親族の人数  人

16～18歳の扶養親族の人数  人

19～22歳の扶養親族の人数  人

このうち、生計を維持している人の子(※)は何人ですか。

人

※ 生計を維持している人より年下であれば、子でなくても含めてください(生計を維持している人の弟妹、皇子として預かっている子など)。

< 戻る

計算する >

### 給付・貸与シミュレーション(保護者の方向け) 結果表示

#### 給付対象外(多子世帯)

生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。

参考：支給額算定基準額(1人目) 155,100円

なお、あなたは多子世帯に該当する可能性があります。多子世帯の場合、授業料等減免の支援対象となり、授業料等減免は満額の支援となります。

ただしその場合、第一種(無利子)奨学金の貸与額は月額最大300円に調整されます(併給調整といえます)。

※ 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。

## 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け） 結果表示

### 給付対象外

生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。

|                  |          |
|------------------|----------|
| 参考：支給額算定基準額(1人目) | 174,900円 |
|------------------|----------|

※ 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。

### 貸与奨学金 第一種（無利子）

|                  |          |
|------------------|----------|
| 第一種貸与月額（最大）      | 30,000円  |
| 参考：貸与額算定基準額(1人目) | 174,900円 |

※ 貸与額算定基準額とは、収入や所得から算出される、貸与可能かどうかを決定するための額です。なお、「子どもが3人以上の多子世帯」及び「ひとり親世帯」の場合は、状況に応じて上記の額から一定額が控除されます。

※ シミュレーション結果はあくまで参考であり、実際に奨学金等の申請された際の結果との差異に対しては、当機構は一切の責任を負いません。

※ 給付奨学金に加えて第一種（無利子）奨学金の貸与を希望する場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額が制限されます（併給調整といいます）。  
併給調整についての詳細は、下記ページをご覧ください。

給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額（併給調整）

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taio/taio\\_1shu/kingaku/2019ikou.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taio/taio_1shu/kingaku/2019ikou.html)

※ 本シミュレーションでは、あなたの入力した情報をもとに仮の金額を算出しています。実際の審査の際に用いる金額は異なることがあります。また、法令等の制定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更されることがあります。

※ 進学先が給付奨学金対象校でなかった場合、当機構の給付奨学金を受けることはできません。  
なお、給付奨学金を受けるには、成績等の要件も満たす必要があります。

< 戻る

「生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。」と記載のあった方は、シミュレーション結果表示の画面を印刷し、申請書と併せて提出して下さい。

現在、国制度を利用していない方に「第〇区分」という結果が出た場合や、「多子世帯に該当する可能性があります」と記載のあった方は、申請時にその旨をキャンパスの窓口に申し出てください。  
その場合も、⑦または⑧の結果を印刷して持参することが望ましいです。

パソコンの場合は、プリンタと接続して Ctrl+P を押下すると印刷できます。